

災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方

令和4年4月
事務局

(検討事項)

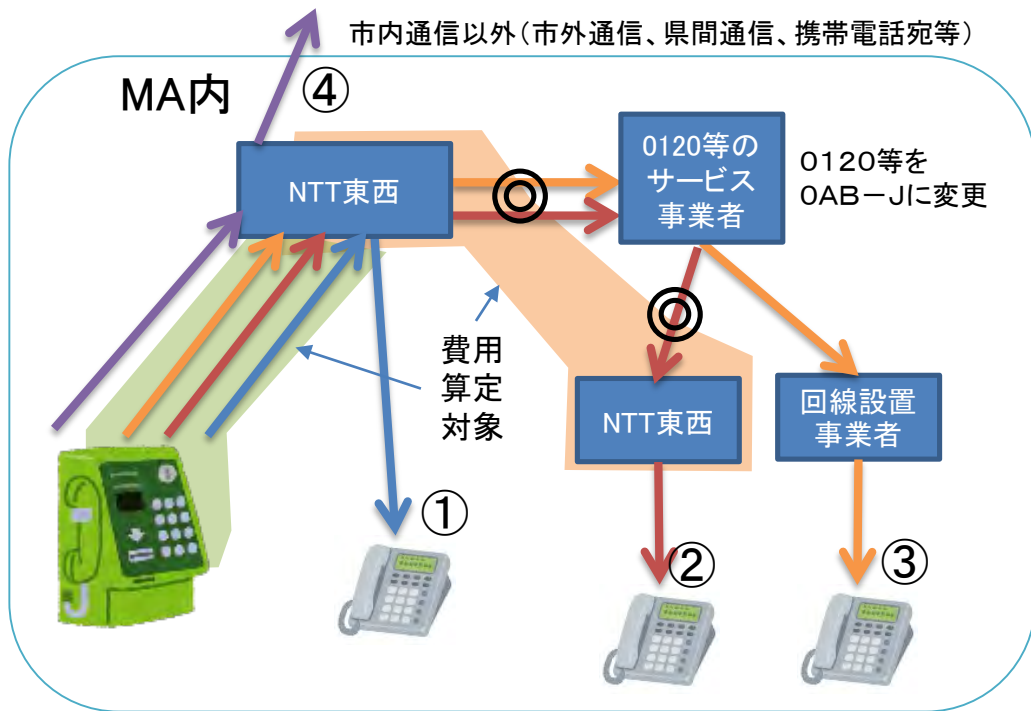
- 現状、第一種公衆電話については、ユニバーサルサービスの範囲である市内通信等に係る収支差額部分(赤字相当分)を補填しているが、検討事項2のとおり、IP網への移行に伴い、ユニバーサルサービスの範囲について見直しを行う必要があることから、補填の対象についても併せて検討することが必要ではないか。

(委員等意見)

- 第一種公衆電話にかかる費用(実際費用・県間携帯着等含む)は年間 円。IP網移行による影響は僅少(微減)(ユニバーサルサービス政策委員会(第25回)(以下「第25回委員会」という。)NTT東日本・西日本)
- IP網への移行に伴い事業者間精算のためのエリア情報の流通は行わないことが合意されており、接続事業者が料金設定を行う通信(0120、0570)の市内通信トラヒックを算定するためには、接続事業者において必要なデータを取得するためのシステム改修を行った上で、一部データについて推計値を用いる必要がある。(接続事業者からのヒアリング)

(方向性案)

- 現状の「市内通信の赤字額を補填」するという基本的な考え方を変更しないことが適当ではないか。
- 市内通信を補填の対象とする場合、NTT東日本・西日本及び接続事業者の市内通信トラヒックを特定する必要があるが、IP網への移行に伴い事業者間精算のためのエリア情報の流通が行われなため、同様のデータの取得には、接続事業者側にシステム改修などの負担が発生し、更にシステム改修を行ってもなお把握できないものが存在するとのことであることから、補填額算定に当たっては、NTT東日本・西日本の料金設定分のみを対象としてはどうか。
 - ✓ 接続事業者が料金設定を行う通信分の収益は、「当該接続事業者からNTT東日本・西日本が受け取る接続料」であり、接続事業者から当該接続事業者自身の料金設定分通信の接続料としてNTT東日本・西日本に対し支払われるもの。
 - ✓ 一方、費用は「当該接続事業者の料金設定分の市内通信に係る回線・端末・交換機等費用」であり、当該接続事業者の市内通信分を接続するためのコストとして接続料で回収される額に相当するため、NTT東日本・西日本と接続事業者間の収益・費用は理論上ほぼ同額となる。
 - ✓ システム改修によっても接続事業者からデータが取得できない場合、推計値を使用せざるを得なくなるが、値の取り方によっては恣意的な数字となる可能性があり適切ではない。

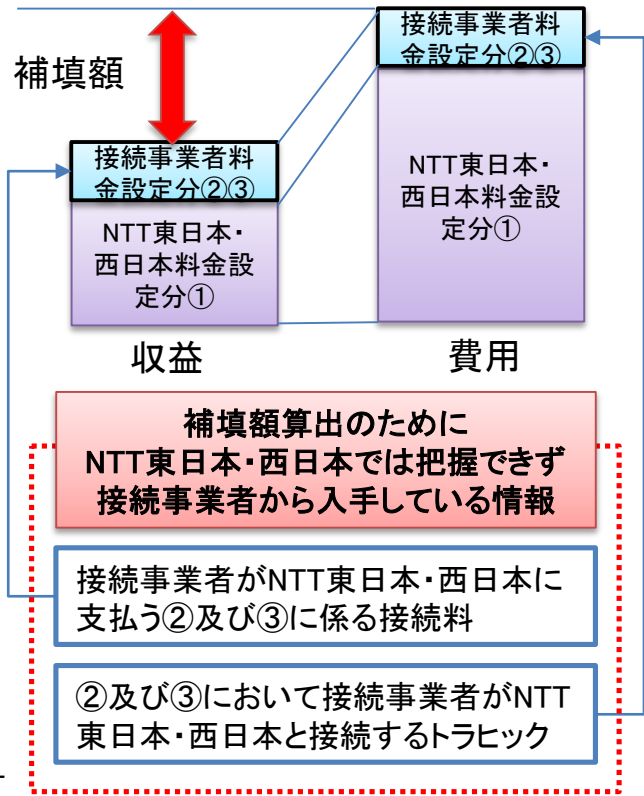


収益	費用
<ul style="list-style-type: none"> ①にかかる利用者料金 ②及び③に係る0120等のサービス事業者からの接続料等収入 	<ul style="list-style-type: none"> ①～③に係る公衆電話機費用及び端末回線等に要した費用 ①～③それぞれの交換機等に要した費用

- 通信経路
- ①: NTT東日本・西日本が料金設定する通信
 - ②: 0120等のサービスを提供する事業者が料金設定する通信
 - ③: ②と同じ
 - ④: 公衆電話発の同一MA以外に着信する通信
- 相互接続点
-

【費用算定方法】

- 公衆電話機単価 × (市内通信トラフィック(①～③) ÷ 公衆電話発信全トラフィック(①～④))
(端末回線及びNTSコストも上記と同様)
- 公衆電話発信の市内通信に係る①～③のトラフィックに応じた交換機の接続料相当の合計

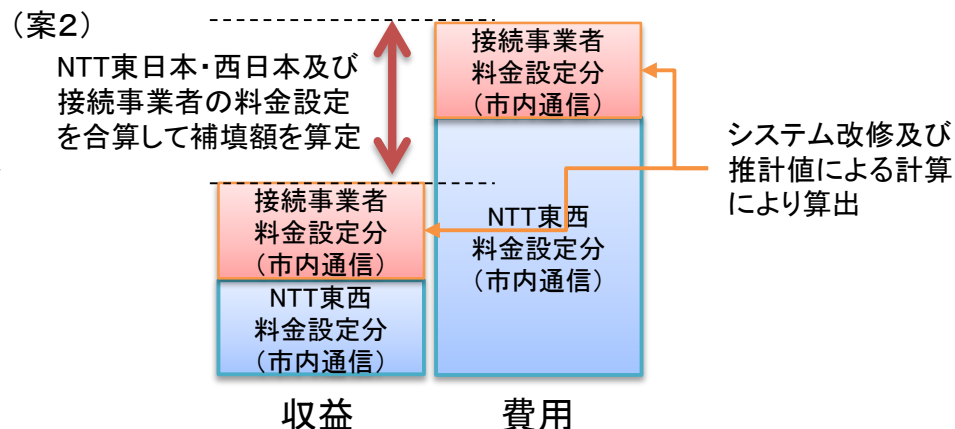
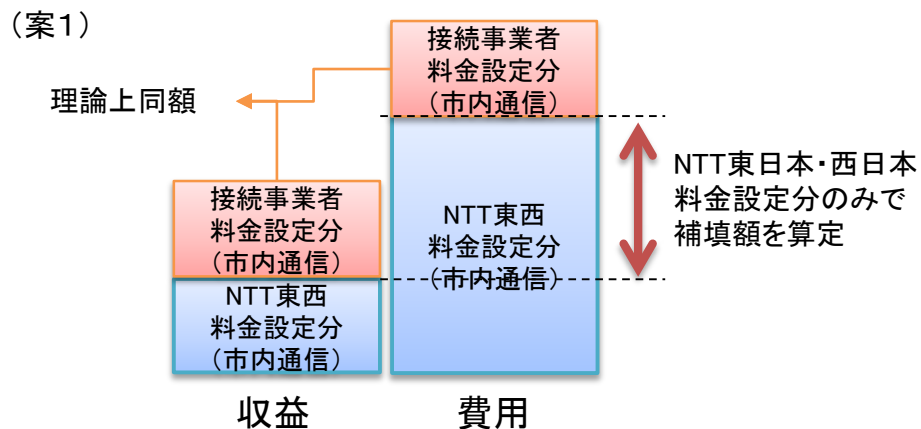


○「接続事業者から入手している情報」のIP網への移行後の取扱い（接続事業者からのヒアリング概要）

- マイグレによる接続方式の変更により接続先事業者からの情報が少なくなるため、市内通信の発着を判別するための情報が取得できず、システム改修を行っても市内通信か否かの把握はできない。(A社)
- 公衆電話発のトラヒックの市内通信か否かの把握のために、システム改修を行うことにより把握は可能であると考えられるが、どの程度のシステム改修が必要かは報告の内容次第であり現時点での回答はできない。(B社)
- 公衆電話の市内通信については、システム改修などで把握できそうだが、改修規模について現時点で見通すことは困難。(C社)

○方向性案

案	補足
(案1) NTT東日本・西日本の料金設定分に係る収益及び費用のみで補填額を算定	<ul style="list-style-type: none"> • 接続事業者の料金設定分に係る費用は、当該通信分に要した原価を接続料で回収しており、費用と収益は理論上ほぼ同額となる。 • 接続事業者からの情報がなくとも、NTT東日本・西日本の情報のみで補填額算定が可能である。
(案2) 接続事業者の料金設定に係る収益及び費用について、接続事業者によるシステム改修及び現在把握可能なデータによる推計値を用いて計算し補填額を算定	<ul style="list-style-type: none"> • IP網への移行後はデータ把握が不可能となるため、接続事業者のシステム改修及び現在把握可能なデータで推計値を算定する。 • 現行補填額と同様の算定方法であり継続性があるが、計算時に推計値が現在より多く含まれることになる。



(追加検討事項)

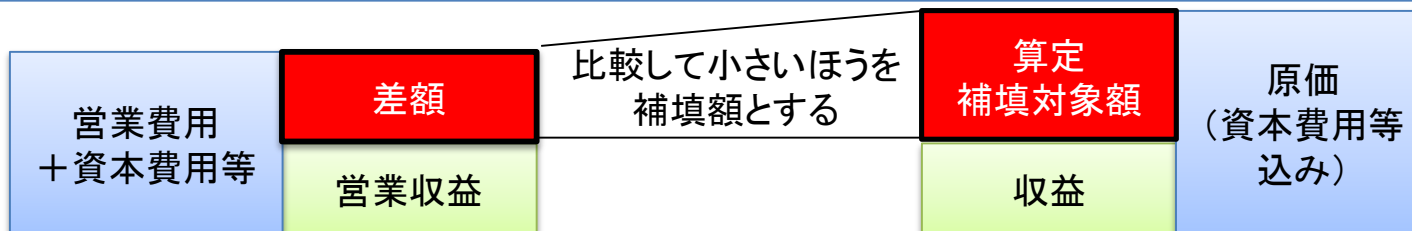
- 第一種公衆電話の補填では、NTT東日本・西日本の実際の赤字であるユニバ収支を、LRICによって計算した補填額が上回っている点について、どのように考えるべきか。(令和3年度認可分 補填額 39.8億円 ユニバ収支赤字額 33.3億円)

(委員等意見)

- NTT東日本・西日本の営業損失を上回っている補填額をどのように受け止めるべきか。過大な補填がなされているのであれば今後の撤去費用にいかしていくことができないか。(ユニバーサルサービス政策委員会(第26回)(以下「第26回委員会」という。)大谷専門委員)
- 撤去費用も補填の対象とする議論が進んでいる以上、過補填のようなことが起こっているとすれば何らかの考慮は必要。(第26回委員会三友主査)

(方向性案)

- ユニバーサルサービスの基金制度では、赤字分のすべてを交付金で充てることにすると、単に実会計上の赤字補填の制度となり、基礎的電気通信役務の提供に係る経営の効率化を図ることを前提に外部補助を行うという制度の趣旨に適合しないため、交付金を「赤字の一部に充てる」という考え方をとっている。
- 第一種公衆電話について、実際の営業収支の差額(赤字額)が「能率的な経営の下における適正な原価」(電気通信事業法第109条第3項)としてLRICにより算定された補填対象額を下回るという逆転が生じており、NTT東日本・西日本において経営の効率化が図られていると推察できるため、法律の基本的理念も踏まえ、特別の理由がない限り、補填に当たっては実際の赤字額を上回らないようにすべきではないか。
- その際、現在の補填対象額の算定では資本費用等を含む原価を費用として計算していることから、実際の赤字額との比較に当たっては資本費用等を考慮する必要があるのではないか。
- なお、加入電話役務については、高コスト地域のみを補填するような算定方法から営業収支の差額と補填対象額の逆転は想定されないことから、今回の見直しは収入費用方式を採用している第一種公衆電話のみを対象とすべきではないか。



NTT東日本・西日本の営業費用 + 資本費用等 - 営業収益

LRICにより算定された補填額

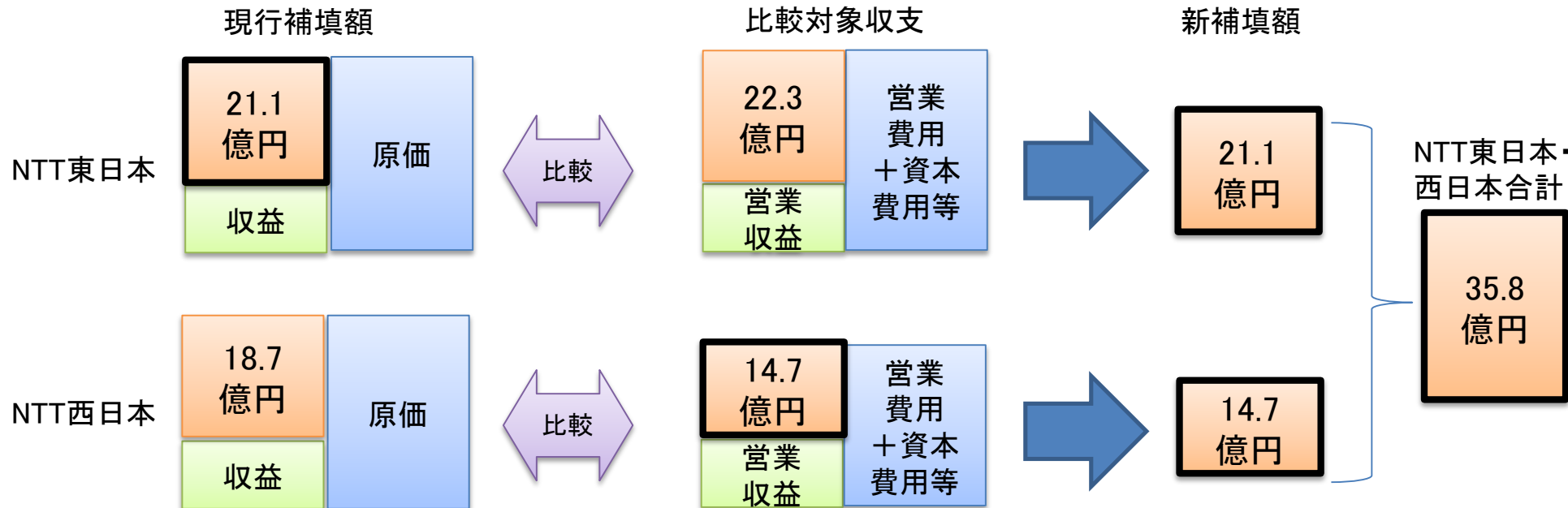
○補填額の算定において、ユニバ収支及び資本費用等と比較して小さい額を補填額とする場合の試算

令和3年度認可分(ユニバ収支及び資本費用等は令和2年度)

(単位:億円)

	現行補填額			ユニバ収支			資本費用等	比較対象額※	新補填額	現行補填額との差
	収益	原価	補填額	営業収益	営業費用	営業費用－営業収益				
NTT東日本	3.3	24.4	21.1	3.3	23.2	19.9	2.4	22.3	21.1	0.0
NTT西日本	1.8	20.5	18.7	1.8	15.2	13.4	1.3	14.7	14.7	▲4.0
合計	5.1	44.9	39.8	5.1	38.4	33.3	3.7	37.0	35.8	▲4.0

※営業費用＋資本費用等－営業収益



(参考)ユニバーサルサービスに係る収支の状況及び補填額等

会計年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ユニバ収支(億円)	-518	-849	-1,254	-1,312	-1,185	-1,103	-1,079	-1,022	-819	-818	-816	-796	-535	-395	-572	-546
加入電話	-472	-809	-1,213	-1,270	-1,143	-1,065	-1,039	-981	-781	-783	-783	-758	-502	-362	-539	-513
公衆電話	-46	-40	-42	-42	-43	-38	-40	-41	-38	-35	-33	-38	-34	-32	-33	-33
認可年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補填額(億円)	152	136	180	188	152	111	74	69	69	68	69	65	65	66	67	68
加入電話	121	93	138	146	110	71	35	30	30	30	32	29	28	28	29	28
公衆電話	31	43	42	43	42	40	38	39	39	37	37	36	37	38	38	40
ユニバ収支 －補填額(億円)	366	713	1,074	1,124	1,033	992	1,005	953	750	750	747	731	470	329	505	478
加入電話	351	716	1,075	1,124	1,033	994	1,004	951	751	753	751	729	474	334	510	485
公衆電話	15	-3	0	-1	1	-2	2	2	-1	-2	-4	2	-3	-6	-5	-7
適用年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1番号あたりの 月額負担額 (番号単価)	7円	6円	8円	8円	7円	(1～6月) 5円 (7～12月) 3円	3円	3円	2円	(1～6月) 2円 (7～12月) 3円	(1～6月) 2円 (7～12月) 3円	2円	(1～6月) 2円 (7～12月) 3円	2円	3円	2円

※「ユニバ収支」は、NTT東日本・西日本のユニバーサルサービスに係る営業損失を記載。(実際の赤字額)

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(業務)

第百七条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(検討事項)

- 第一種公衆電話については、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月情報通信審議会答申)(以下「答申」という。)において、交付金全体の支出を抑制し、効率化を図る観点から設置基準の緩和等を図ることが適当とされたところであり、現在、そのための制度整備が進められつつある。
- 答申においては、「公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当」としているところ、設置基準の緩和を受けて今後進められる撤去に係る費用の算定方法について検討が必要ではないか。

(委員等意見)

<計画期間>

- 工事折衝等のリソース強化を図ることで、10年で完了する計画。ただし、第二種公衆電話の撤去折衝等を踏まえると、最終的には15年程度が必要と試算。当初5年間で削減台数の5割を撤去する等、可能な限り早期に台数を削減。2年程度で対応を一巡するよう速やかに折衝を進め、撤去しやすいものから優先的に撤去。実際の折衝状況等に応じて、各年の削減台数計画も、随時見直していく予定。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料・第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本質問回答)
- 基本的に(第一種公衆電話設置)受託者の承諾を得ながら進めていく必要があると考えており、強制的な撤去を可能とするような法的見解あるいは制度整備がない中において、期間短縮のために受託者の同意を得ずに撤去を進めるような対応は困難。(第26回委員会NTT東日本・西日本)
- 15年計画は長すぎる。速やかな撤去が国民負担の軽減につながることを考えると、委託先の都合で撤去に掛かる期間が延びるのは不自然なように思う。第一種公衆電話と第二種公衆電話では、設置場所の設定や考え方、背景が異なることを考えると、第一種も同様と本当と言えるのか。(第25回委員会岡田委員、三友主査同旨／第26回委員会岡田委員)
- 事務局の基本的方向性はおおむね妥当だが、たとえば5年、10年、15年と早く撤去が進むほどより大きなインセンティブが得られるような仕組みは考えられないか。10年がベンチマークとして妥当な期間かどうかは検討が必要。(第26回委員会岡田委員、大谷専門委員、三友主査同旨)
- 初期折衝期間(当初2年間)が一巡したあとに再検討を行うことで、もう少し見通しの立ったプランになるのではないか。その段階で、10年、15年という長期プランにならざるを得ない相応の理由があるか判断すればよいのではないか。(第26回委員会岡田委員)
- 10年間は事業者でも見通しが難しいところであり、最初は短期間で決めておいてはどうか。やってみなければわからず将来見直しが必要という点は共通の理解であり、見直し条項をいれ、10年なのか、もっと短い期間なのかは別にしても基準となるものを設定し、もし無理であった場合に見直していくという在り方が良いのではないか。(第26回委員会春日専門委員)
- 10年で区切り、その後の撤去費を含む補填を行わないというのは正論だと考える。残置分は15年を超える可能性もあり、最終的に利用者の負担につながることを考えると、期限は切ったほうが良い。計画が長引いたものについて、補填対象から除くことに賛成する。(第26回委員会関口専門委員)

(委員等意見)

<第二種公衆電話との関係>

- 第二種公衆電話は、当社の負担・経営判断により当社が採算性を基準として設置しているものであり、法令により設置が義務づけられる第一種公衆電話とは性質が異なるものであることから、第二種公衆電話への転用は基本的に困難と考えている。(第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答・第26回委員会NTT東日本・西日本)
- 第一種公衆電話はメッシュに1台必要という規定以上のものはないと思っている。第二種公衆電話は採算重視だから転用は難しい、という説明には論理に飛躍があるのではないか。第一種公衆電話と第二種公衆電話の撤去では、第一種公衆電話の撤去を最優先すべき。(第26回委員会関口専門委員)

<設置場所>

- 東京都や大阪府等、設置基準より多く設置している地域を中心に、同一敷地内において複数の第一種公衆電話が設置されていることもあるが、今回の見直しを踏まえ、早期に撤去を進めていく。(第25回委員会を踏まえた追加質問へのNTT東日本・西日本回答・第26回委員会NTT東日本・西日本)
- 第一種公衆電話は、原則として屋外の公道上又は公道に面した場所に設置している。2割程度の電話機については屋内に設置されているが、駅や空港構内あるいは公共施設・医療施設のロビー、教育機関の玄関口等、利用を必要とする方々がアクセスしやすい場所に設置している。(第26回委員会NTT東日本・西日本)
- 現在、教育機関などは簡単に入ることができず、容易に利用できるとは言いがたい。そういった利用に制約があるところから削減するべきではないか。(第26回委員会長田専門委員)
- 学校であれば生徒の利用を想定しているなど、外部の人間が容易に入れずに設置されているものがあるのは事実だが、設置に当たっては不特定多数者が使えることが原則であり、公共性の高いところに置いてあるものであっても、撤去に当たっては考慮の上進めていきたいと考えている。(第26回委員会NTT東日本・西日本)

(方向性案)

<計画期間>

- 10年・15年の長期計画は事業者としても見通しが難しいことから、補填の在り方については適用期限を区切って議論すべきであり、例えば、NTT東日本・西日本の計画期間に合わせた、令和4年度からのSTEP1(5年間)、令和9年度からのSTEP2(10年間)及びそれ以降の3期間に分けて検討してはどうか。
- 受託者同意なき撤去が困難という点について一定の理解はできるものの、計画期間(10年間)終了後も撤去困難電話機を補填し続けることで、災害時用公衆電話への補填が十分に行われない可能性や、最終的に利用者負担が継続し続けるという点を踏まえ、新たな設置基準台数(1割程度の余剰分を含む。)を上回る台数(超過設置分)については、STEP2終了後は撤去に要する費用(撤去費用)も含め補填の対象外とすべきではないか。(撤去費用の補填についてはP12で検討。)
- また、STEP1・2においては、超過設置分及び撤去費用を補填対象とすることも考え得るが、早期の撤去を促進する観点から、超過設置分及び撤去費用の補填はSTEP1の5年を当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後(令和9年度)に、①撤去状況や撤去による費用効率化効果、②NTT東日本・西日本が作成する削減計画の進捗及び③災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等を、今回の見直しの目的と照らし合わせて検討すべきではないか。(災害時用公衆電話への補填についてはP15,16で検討。)

<第二種公衆電話との関係>

- 第一種公衆電話は、最終的には利用者負担において維持しているものであり、設置基準より大幅に超過する台数を長期間利用者負担による補填の対象としつつ、その間にNTT東日本・西日本が採算性を理由に第二種公衆電話の撤去を進めることは、利用者の理解を得難いのではないか。
- 第二種公衆電話の撤去のために一定の人員を配置するのであれば、第一種公衆電話の撤去のために当該人員を振り分けるなど、第一種公衆電話の撤去に優先的に取り組むべきではないか。

(参考)令和4年度事業計画(令和4年3月31日認可)における記載

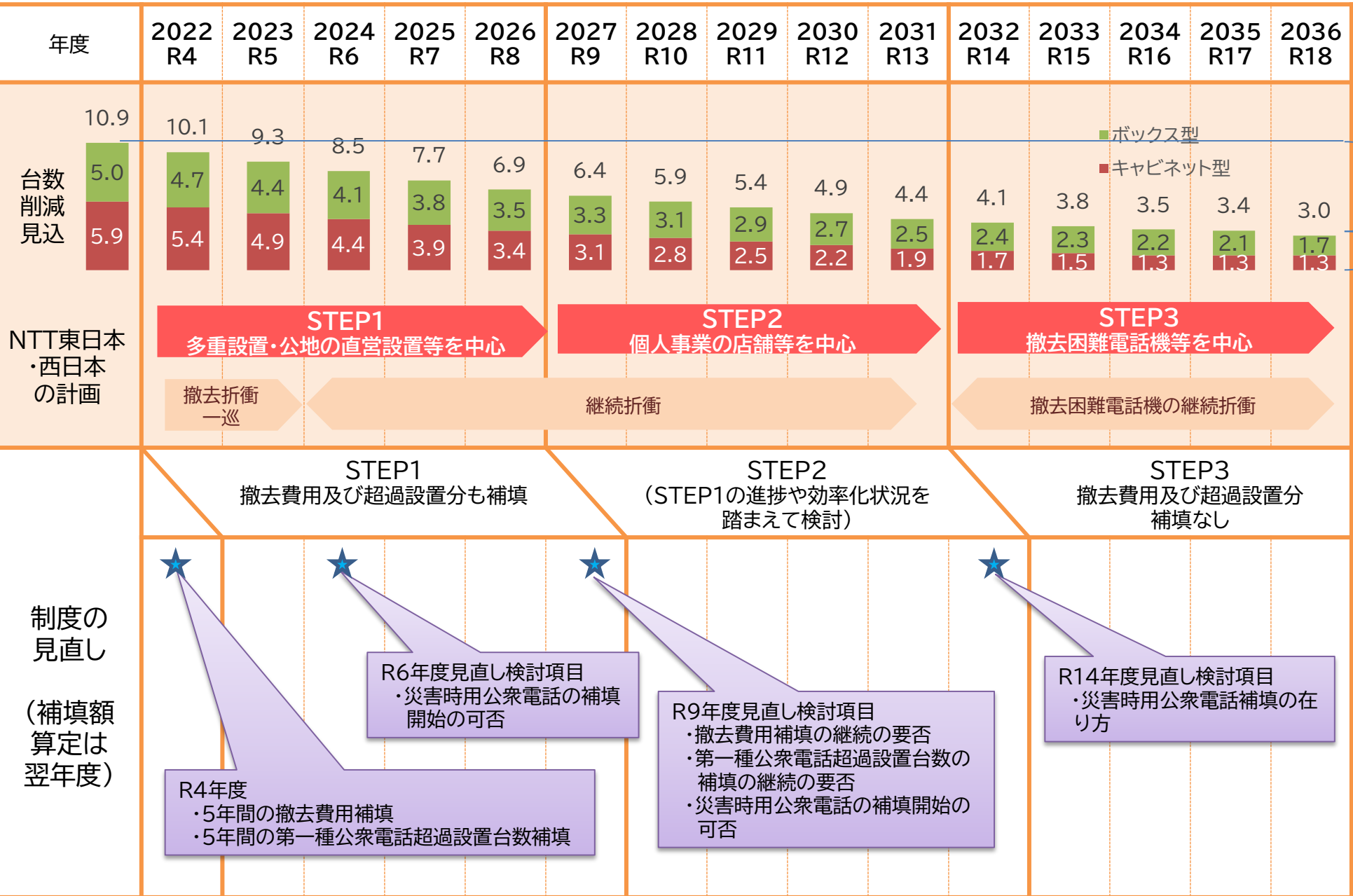
公衆電話削減計画 NTT東日本△5千台 NTT西日本△6千台

※令和3年3月31日現在 公衆電話設置台数 145,643台(うち 第一種公衆電話108,655台 第二種公衆電話36,988台)

<設置場所>

- 公共施設や医療施設、教育機関の施設内等、公共性の高い場所でありながら開放時間が限定され、かつ、利用者の対象が限定される場所での設置については、施設内で携帯電話が利用できない、若しくは主な施設利用者が携帯電話を所持していないといった事情から、公衆電話が最低限の通信手段となる場合も想定されるため、第一種公衆電話の設置の趣旨及び当該電話機の利用実態を踏まえた上で、第一種公衆電話としての設置の要否について検討すべきではないか。

超過設置台数
最低限設置台数



「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日情報通信審議会答申)及び「電気通信事業法施行規則の一部改正について」(令和4年2月2日情報通信行政・郵政行政審議会答申)を踏まえ、本日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第7号。以下「改正省令」という。)が公布され、令和4年4月1日から施行される予定である。

これらに関し、貴社におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられたい。

記

1 第一種公衆電話の削減

(1) 今般の電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正では第一種公衆電話の設置基準を緩和しており、貴社においては、新たな設置基準(改正省令附則第4項による読替えを適用しないものをいう。以下同じ。)に応じた第一種公衆電話の削減が求められる。このため、第一種公衆電話を新たな設置基準に応じた台数にまで削減するための次の事項を記載した計画(以下「**削減計画**」という。)を定め、**令和4年6月末までに総務省に報告するとともに公表し、速やかに実施すること**。また、削減計画に大幅な変更が生じた場合は、当該変更内容を報告及び公表すること。

- ・目標とする新たな設置基準に応じた台数
- ・目標とした新たな設置基準に応じた台数に至るまでの削減に要する期間
- ・毎年又は一定期間ごとの削減台数見込み
- ・削減対象とする第一種公衆電話の選定についての考え方
- ・削減目標を達成するための具体的な方策 等

なお、削減計画の作成及び実施に当たっては、別添(略)の総務省において実施した地方公共団体及び利用者に対する公衆電話のアンケート(令和3年実施)の調査結果も参考にされたい。

- (2) 令和4年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、上記(1)と併せて総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (3) 令和5年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度における削減計画の実施内容及び削減に要する費用の見込みについて、前年度末までに総務省に報告し、実施内容について公表すること。
- (4) 令和4年度から新たな設置基準に応じた台数に至るまでの間の各年度において、当該年度の削減実績及び削減に要した費用を含む削減計画の進捗について、当該年度経過後5か月以内までに総務省に報告し、削減実績について公表すること。

2 第一種公衆電話の削減に関する国民利用者への情報提供の実施

今般の制度改正の趣旨を踏まえた上で、削減計画及び同計画の進捗の公表や、撤去する第一種公衆電話機ごとの周知を行うなど、第一種公衆電話の削減に関する利用者への適切な情報提供を実施すること。

情報提供の実施方法については、令和4年6月末までに総務省に報告すること。

<撤去費用>

(委員等意見)

- 撤去費 + 除却損 15年間累計 円(市内通信相当分のみ)。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 撤去費用も含めた事業運営に要する費用について、補填の対象になると考える。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 第一種公衆電話の台数削減計画の初期段階には、撤去費用も含めた費用の総額は一時的に上昇する可能性があるものの、当社としてはできる限り早期に台数を削減していくことで、維持費用の早期抑制を目指していく考え。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 撤去によって公衆電話のコストは効率化されるが、そこにタイムラグが生じると考えており、負担を後ろに繰り延べることによって平準化が図られるのではないかと考えている。費用等は毎年度ごとに一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)に報告し補填額を算定いただいております、繰り延べを実現した場合でも透明性は確保できると考えている。(第26回委員会NTT東日本・西日本)

(方向性案)

- 撤去費用(撤去費及び除却損)については、令和4年度から発生することから令和5年度申請分(令和6年度交付分)から対象とする。
- 補填対象となる「撤去費用」は、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきではないか。
 - ✓ 現行の補填額算定時に計算される撤去費は、LRICで投資額×撤去費対投資額比率等で算定されており、実際にかかった費用が補填されているわけではない。
- 撤去費用については、STEP1の5年間を当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後(令和9年度)に、①撤去状況や撤去による費用効率化効果、②NTT東日本・西日本が作成する削減計画の進捗及び③災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等を、今回の見直しの目的と照らし合わせて検討すべきではないか。(災害時用公衆電話への補填についてはP15,16で検討。)
- STEP3では、超過設置台数分の撤去費用の補填は行わないこととする。
- 繰り延べ補填については、以下の理由から、今後の検討課題としてはどうか。
 - ✓ 後年度に負担を平準化することにより、災害時用公衆電話への補填がさらに先送りになる可能性がある。
 - ✓ ただし、今後、当初計画以上に削減が実現し撤去費用が想定より大幅に増額した場合には再度検討を行う。

○撤去費: 投資額 × 撤去費対投資額比率 LRICモデル上では0.4億円(市内通話比率約40%、2020年度)

投資額 = 公衆電話単価 × 第一種公衆電話回線数 = 約300億円

撤去費対投資額比率 = 機械設備全体の撤去費用 ÷ 取得固定資産価格 = 0.003127

※機械設備全体の撤去費対投資額比率であるため、今回新たに公衆電話を撤去して当該費用を上記計算式に追加した場合であっても撤去費対投資額比率はほとんど影響なし。(機械設備全体では取得固定資産価格は1兆6千億円であり、今回の撤去費を追加してもほとんど数字が変更なし)

○除却損: 費用項目に除却損はないが要素としては減価償却費に包含

減価償却費 = ((投資額 - 最低残存価格) ÷ 法定耐用年数) × 法定耐用年数 + 除却損 ÷ 経済耐用年数

最低残存価格 = 除却損とする。

※上記の計算のとおり、最低残存価格と除却損は相殺されている。

○撤去費(撤去費+除却損)を加えた額を補填した場合(NTT東日本・西日本資料を参考に総務省が試算)

決算時期(年度)※	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
撤去費を除く前年度補填額 (加入電話+第一種公衆電話)(億円)						
収入減少(億円)						
公衆電話撤去による効率化(億円)						
撤去費+除却損(億円)						
総補填額(億円)	76	75	73	71	70	65
番号単価(円)	3	2	3	2	2	3

ここから災害時用公衆電話補填開始

○撤去費(撤去費+除却損)を効率化額を上限に残りを繰延べた場合(NTT東日本・西日本資料を参考に総務省が試算)

決算時期(年度)※	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
撤去費を除く前年度補填額 (加入電話+第一種公衆電話)(億円)								
収入減少(億円)								
公衆電話撤去による効率化(億円)								
撤去費+除却損(億円)								
総補填額(億円)	69	69	70	70	71	71	71	67
番号単価(円)	2	3	2	3	2	2	3	2

※収入減少が見込まれるため、繰延べた場合であっても補填額は上昇する。

ここから災害時用公衆電話補填開始

(検討事項)

- 答申では、事前設置型災害時用公衆電話(以下「災害時用公衆電話」という。)について、今後は基本的にアクセス回線を対象として補填の対象としていくことが適当としつつ、「第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある」としている。また、災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められている。
- 災害時用公衆電話の補填について検討する前提として、第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を具体的に把握し、それに基づき検討を行う必要があるのではないか。
- これら補填額の算定方法の在り方についての検討に当たっては、補填のための交付金を実質的に国民利用者の負担に繋がっていることを踏まえ、各項目ごとの検討に加え、それらを合計した総額への影響も踏まえた上で検討する必要があるのではないか。

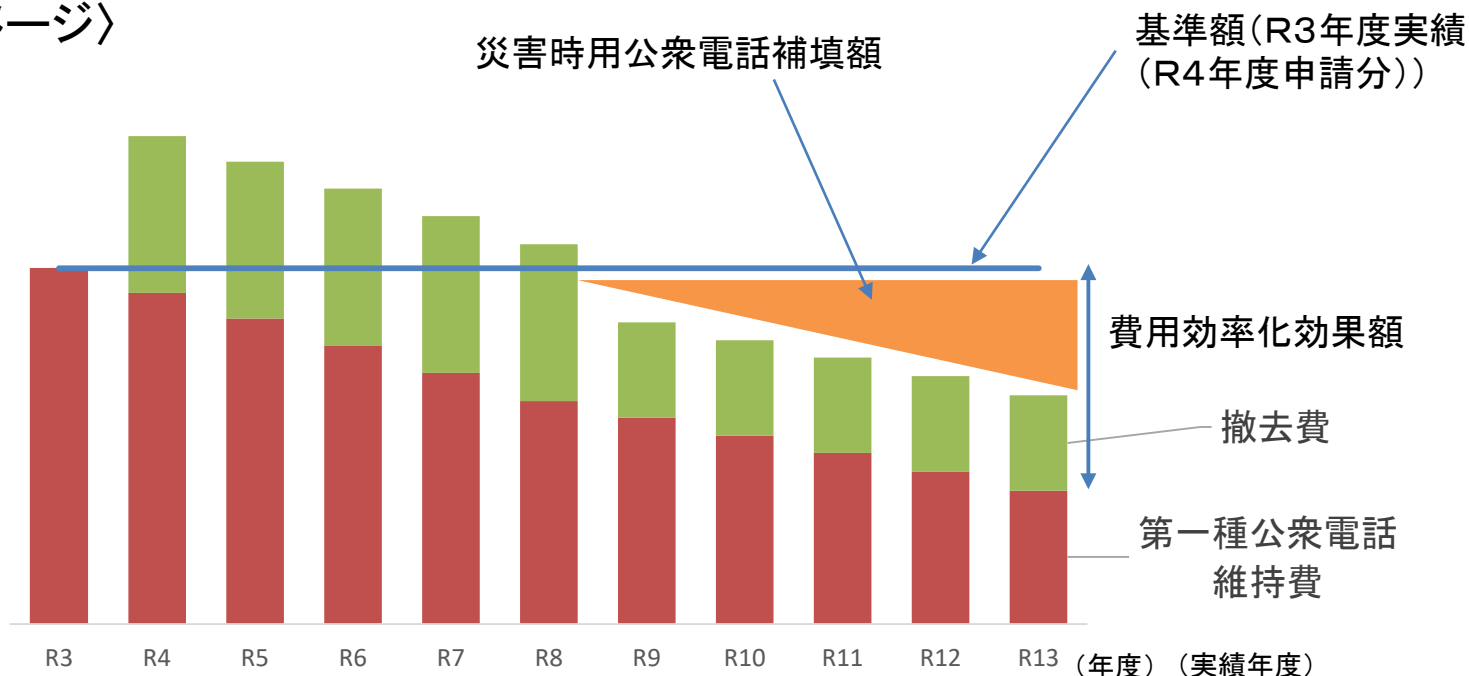
(委員等意見)

- 事前設置型の災害時用公衆電話にかかる費用は年間 円、アクセス回線の費用でありIP網移行の影響はない。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- これまで、災害時用公衆電話の維持コストについては、公衆電話機能の接続料に加算することで、当社を含めた電気通信事業者全体で維持費を負担してきた。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持していくことを踏まえれば、これに係るコストについては、原則、全額を補填の対象として整理することが妥当。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)
- 全額を補填の対象とすることが困難な場合、補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保するための仕組みが必要。(第25回委員会NTT東日本・西日本資料)

(方向性案)

- 災害時用公衆電話に係る費用については、現在、アクセス回線費用が接続料に転嫁され、電気通信事業者全体で維持費を負担してきたことに鑑み、ユニバーサルサービス交付金による補填においても、対象はアクセス回線部分のみとすることが適当ではないか。
- 一方、答申にもあるように、災害時用公衆電話の補填は、国民負担を増やさない範囲で行われるべきものであるため、第一種公衆電話削減の具体的な効果を踏まえた上で、補填開始時期や具体的な算定方法について検討を行う必要がある。
- このため、初期折衝期間若しくはSTEP1終了後に、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、以下の点について検討を行うべきではないか。
 - ✓ 台数削減を行う直前の令和3年度実績の補填額(令和4年度申請分)を基準額とし、令和4年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額を「台数削減による費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始する。
 - ✓ 災害時用公衆電話の補填は、基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいが、災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱いについては、補填開始の時期と併せて検討を行うべきではないか。

〈補填のイメージ〉



第一種公衆電話の撤去にかかる工程・費用

<撤去工程>

キャビネット型等 委託設置のもの

(撤去単価：約5万円)

通常1か月程度

撤去交渉

撤去工事

委託契約の
解除

<期間を要する事例> 半年～数年程度

- ・ 設置施設の管理者から撤去の同意を得られない



ボックス型等 直営設置のもの

(撤去単価：約30万円)

通常1～2か月程度

撤去の事前調査
・工事調整

撤去工事

道路占有の
廃止届

<期間を要する事例> 3か月程度

- ・ 電力線の撤去やコンクリート破碎、路面復旧等の複数の工程に分かれており、工事業者が限られているため、スケジュール調整に時間を要する
- ・ 積雪の多いエリアでは雪解け後（1～2か月後）でなければ撤去できない



<撤去費用が高額となる事例>

- ・ 路面がインターロッキングブロック※により舗装されている場合、撤去後の路面の原状回復に高額の費用を要する（約30～50万円）
※コンクリートをお互いがかみ合うような形にし、レンガ調に組み合わせた舗装方法
- ・ 公衆電話設置場所の地下に敷設している配管を撤去する場合、路面の掘り起こし等に高額の費用を要する（数十万円/m）



インターロッキング
ブロック

事前設置型の災害時用公衆電話の取り組み

- 東日本大震災以降、事前設置型の災害時用公衆電話の配備を進めており、電話機の準備・維持管理等について、自治体等の施設管理者の方の要望・同意・協力を得ながら、これまでに4.5万か所8.6万台を設置（2020年度末、東西計）
- 災害時用公衆電話が未設置の指定避難所も約4万か所程度存在。今後の設置台数の見通しを当社が示すことは困難だが、自治体からの要望を踏まえ、国民・利用者への負担にも留意しながら設置を進める考え

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 第24回ユニバーサルサービス政策委員会（2022.1.7）配布資料より

